大阪府と大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアムの連携協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム（以下「乙」という。）は、ヒートアイランド対策について連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

1. 本協定は、甲及び乙が、密接な連携を図り、府域におけるヒートアイランド対策を効果的かつ持続的に推進し、もって府民の生活環境の改善に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項に関して連携協力する。

（１）人工排熱の低減に関する事項

（２）建物・地表面の高温化抑制に関する事項

（３）都市形態の改善に関する事項

（４）適応策の推進に関する事項

２ 前項各号に定める事項に関する連携協力を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第３条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月末日までとする。ただし、期間満了日の３月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、１年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

２ 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の３月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和元年７月１日

甲：大阪府環境農林水産部

代表者　部　長　南部　和人

乙：大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム

代表者　理事長　森山　正和